

「一般名処方加算について」

当クリニックでは、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

*一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです

①一般処方名加算 1 →10 点

②一般処方名加算 2 →8 点

ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します



あびこ痛みのクリニック 院長